

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第6回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第155号 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の制定
について

資料1 議案第155号 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の
制定について

資料2 新旧対照表

令和2年11月18日

健康福祉局

議案第 155 号 川崎市債権管理条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

租税特別措置法の一部改正

2 改正する条例（健康福祉局関係）

- (1) 川崎市国民健康保険条例
- (2) 川崎市後期高齢者医療に関する条例
- (3) 川崎市介護保険条例

3 改正の主な内容

- (1) 延滞金に係る特例基準割合の名称
「特例基準割合」→「延滞金特例基準割合」
- (2) 財務大臣が告示する割合に係る規定の整備
「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」 → 「平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」

4 施行期日

令和3年1月1日から施行

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 第 35 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合 (平均貸付割合 (租税特別措置法 _____ 第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)) に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中において、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその _____ 年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>5 第 35 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の _____ 特例基準割合 (当該年の前年に租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 93 条第 2 項の規定により告示された割合 _____) に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この項において「特例基準割合適用年」という。) 中において、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における _____ 特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該 _____ 特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。</p>

川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年 _____ における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、各年の _____ 特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この項において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における _____ 特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 _____ 特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

